

建設環境委員長報告

令和4年2月定例会

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案5件、「契約の締結について」など一般事件案7件、「令和4年度島根県一般会計予算」など予算案18件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第4号議案「令和4年度島根県一般会計予算」のうち、環境生活部所管分では、委員から、多文化共生推進事業のオンライン型日本語教室の受講や募集の方法等について質問があり、執行部からは、受講するにはインターネット環境が必要となるが、外国人住民の方々に様々な方法で日本語を学んでいただく場を提供するため、初めて行う取組である。受講者募集にあたっては、既存の日本語教室や市町村の窓口、県のホームページなど様々な形で広報していく予定であるとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第40号は、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を求めるものであります。委員からは、島根県における犯罪被害者等への支援については、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」で定められていること、また、この度一部改定される「第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」には、具体的な施策の実施について明記されることとなっている。このことから現時点では条例を制定する必要はないが、この計画によって実際に事業を実施しつつ、他県における条例制定の状況を注視することは必要と考えることから、継続審査とすべきとの意見がありました。他の委員からは、犯罪被害を発生させないためのまちづくり条例と、犯罪被害が発生した場合に支援するための条例の両方が整備されることが、現在の条例の問題点解決に必要であると考えことから、採択とすべきとの意見がありました。最終的に挙手採決の結果、賛成多数により「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、企業局所管事項についてであります。

委員から、水力発電について、県の事業としての小水力発電を推進するとともに、一部の市町村において、環境負荷の軽減に向けた小水力発電の導入について検討されつつあることから、技術的に支援してほしいとの要望がありました。これに対し執行部からは、技術的支援については、市町村のほか民間企業等からの要請に応じて行ってきており、引き続き支援していきたいとの回答がありました。

次に、環境生活部所管事項についてであります。

委員から、県内の海岸に大量の注射器が漂着する事案が発生しているが、子どもたちが触ってしまう危険性もあり、県民生活にとって脅威であると感じる。現時点で漂着物の詳細は不明とのことであるが、このような海岸漂着ごみについて、しっかりと対応してほしいとの要望がありました。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。